

特記仕様書

恩納村地域再生導入戦略等策定支援業務委託

令和5年度

恩納村役場 建設課

本仕様書は、恩納村（以下、「本村」という。）が行う恩納村ゼロカーボンシティ実現に向けた【恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託（以下、「本業務」という。）】の受注者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名称

恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、2050年の「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた基礎調査として、本村のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量並びにこれからの将来推計を踏まえ、再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を調査・分析するとともに、2050年脱炭素社会の本村の将来像及びそこに向けた脱炭素シナリオ、再生可能エネルギーの導入目標等を検討する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年1月19日までとする。

4. 委託上限額

22,638,000円

内訳：（第1号事業の1）11,979,000円、（第1号事業の3）10,659,000円

5. 業務の内容

（1）恩納村地域再エネ導入戦略策定支援

①国等の政策動向の整理

近年のSDGs等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数問題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

②上位・関連計画の整理

本村の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理。分類を行う。

③自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理

本村の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料として、次の項目に関する資料の収集・整理を行う。

【自然条件】

- ① 地勢概要
- ② 気象
- ③ 植生

【経済的条件】

- ① 事業所、就業者数の状況
- ② 農業（販売農家、経営耕地面積、農業産出額）
- ③ 商業
- ④ 工業
- ⑤ 水産業

【社会的条件】

- ① 人口
- ② 土地利用
- ③ 地域交通（公共交通を含む）
- ④ 文化財・景観

（2）脱炭素ビジョンの策定

村民・事業者向けアンケート調査等（再エネ利用意識調査・先導的取組状況についての調査）を行い、民間主導の先導的な脱炭素モデルに係る情報を収集し、本村が主体となって家庭部門・産業部門に対して効果的に発信する手法を検討する。

（3）地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の把握及び将来推計

経済産業省及び環境省等の統計情報を基に、地域のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の現状について把握する。また、トレンド分析等により、BAU（取り組みを行わず、現状のまま推移した場合）における将来のエネルギー需要及び温室効果ガス排出量について推計を行う。

(4) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計

経済産業省及び環境省等の資料を基に、地域の再生可能エネルギーポテンシャルについて推計を行い、結果を基に、地域特性・課題の分析を行う。また、将来像を検討する。

(5) 脱炭素の達成へ向けたシナリオの検討

脱炭素と地域課題の解決の同時達成に向けたシナリオ作成と具体施策について検討を行う。また、複数案のシナリオに基づく温室効果ガスの推計を行う。

(6) 地域の再生可能エネルギー導入目標の設定

国の温暖化対策計画、及びエネルギー基本計画の見直し状況等、これまでの調査結果を踏まえ、地域の再生可能エネルギーの導入目標を再生可能エネルギーの種別ごとに設定する。導入目標は、中期目標としての2030年、長期目標としての2050年の複数の再生可能エネルギー導入目標値を設定します。

(7) 目標達成に向けた施策の方針

再生可能エネルギーの導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討を行う。現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。また、他自治体における先進事例の調査を行い整理する。

6. 恩納村再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査

(1) 上位・関連計画の整理および公共施設の状況整理

本村における上位計画と本事業の背景を整理する。また、村内の公共施設について、太陽光発電設備等の導入にあたっての課題を整理・分析する。

(2) 村内公共施設のスクリーニング調査

村内公共施設における再生可能エネルギースクリーニング調査を行い、導入に向けた具体策を検討する。対象施設は約60施設、80棟とする。

(3) 対象施設の現地調査

(2) のスクリーニング調査結果に基づき、太陽光発電設備設置可能性調査に必要な現地調査を実施する。対象施設は約 30 施設、40 棟とする。

(4) 対象施設の太陽光発電設備設置可能性調査

(3) の結果より、対象施設における太陽光発電設備の設置可能な面積や日射量の条件等を整理し、施設毎の電力使用量、電力契約形態、屋根形状や強度および屋根の防水加工の状況、時期、劣化の状況の確認、施設の建て替え時期等を考慮し、総合的に判断したうえで太陽光発電設備の設置可能性を評価する。対象施設は約 20 施設、30 棟とする。

7. 協議・打合せ

村担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれに当たるものとし、協議・打合せの都度、記録簿を作成し、概ね 1 週間以内に村に提出すること。

8. 委員会等運営支援

地域の自然的、社会的特性を踏まえた再生可能エネルギー導入計画となるよう調査・検討の実施方針、基礎調査の実施状況等、導入目標や施策、重点対策の整理結果など、機会をとらえて協議を行い、計画の検討を進めること。

9. 業務報告書の作成

上記までの内容を取りまとめ、「恩納村地域再エネ導入戦略策定支援」と「恩納村再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」それぞれ業務報告書を作成する。

10. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 「恩納村地域再エネ導入戦略等策定支援」業務報告書…………… 3 部
- (2) 「恩納村再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査」業務報告書… 3 部
- (3) 業務に関する打合せ等の記録を含む電子データ …………… CD-R 一式

11. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者は、本業務において入手した村独自の情報、個人情報等が正しく管理され、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じること。個人情報を扱う場合は、恩納村個人情報保護条例その他、個人情報に関するすべての関係法令を遵守すること。

12. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたって、村と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、村の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については村に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。
- (5) 本業務により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権については、村に帰属する。
- (6) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受託者が著作権者の承諾を得て行なうものとし、村が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権の権利を侵害したときには、受託者は一切の責任を負うこと。
- (7) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。
- (8) 本業務を円滑に進めるため、本仕様書に明記していない事項については、本村と受託者が相互に協議のうえ、決定するものとする。